

## 特例事業承継税制

Q：特例事業承継税制の締切まで1年半を切りましたが、事業承継を考えている中小企業ではどのような対応が必要ですか。

A：承継計画の提出を検討

### 1. 特例事業承継税制の概要

特例事業承継税制は、事業承継税制の特例措置（時限措置）です。特例後継者が、特例認定承継会社の代表権を有していた者から、贈与・相続等により特例認定承継会社の非上場株を取得した場合、取得した全ての非上場株の課税価格に対する贈与税・相続税の全額が、特例後継者死亡の日等まで納税猶予されます。

	一般措置	特例措置（時限措置）
対象株数	総株式数の最大3分の2まで	全株式
納税猶予割合	贈与100%・相続80%	100%
承継パターン	複数の株主から1人の後継者	複数の株主から最大3人の後継者
雇用確保要件	承継後5年間平均8割の雇用維持が必要	左記が未達成でも継続可（一定要件有）
自主廃業・譲渡の場合	株価下落の場合も、承継時の株価を基に贈与税・相続税が課税	株価下落の場合、廃業時の株価や株式譲渡額を基に減免有（一定要件有）
相続時精算課税の適用	60歳以上の者から20歳（2022年4月から18歳）以上の子・孫への贈与が対象	60歳以上の者から20歳以上の者への贈与が対象（贈与者の子や孫以外も可）

### 2. 納税猶予を受けるための手続

特例事業承継税制による納税猶予を受けるためには、都道府県知事の認定・税務署への申告等の手続が必要です。

#### （1）認定を受けるまでの手続（贈与の場合）

2023年3月31日までに特例承継計画を都道府県へ提出することが必要です。



※贈与の場合は、後継者が役員就任3年以上であることが要件です。

#### （2）認定を受けた後の手続

- ①申告期限後5年間：都道府県へ年次報告書、税務署へ継続届出書の提出が必要です（年1回）。
- ②5年経過後：雇用が5年平均8割を下回った場合は、実績報告の提出が必要です。
- ③6年目以降：税務署へ継続届出書の提出が必要です（3年に1回）。

### 3. 特例承継計画の提出を検討

特例承継計画を都道府県へ提出した場合でも、特例事業承継税制以外の他の対策を実行することも可能です。特例事業承継税制を利用する可能性がある場合は、まずは特例承継計画の提出をご検討下さい。詳細は、中小企業庁HP等をご覧下さい。

令和3年11月  
税理士法人石井会計